

江戸川区児童相談所の設置について

1 江戸川区児童相談所の特徴

子どもの命を守る児童虐待対応は、まさに危機管理である。本区の児童相談所は「指揮系統の一元化」「支援対応の一元化」「窓口対応の一元化」の3つの一元化を実現し、江戸川区の児童相談所ならではの地域に開かれた児童相談所を目指す。

江戸川区児童相談所の3つの一元化

① 指揮系統の一元化

子ども家庭支援センターと児童相談所の二元体制を集約。

② 支援対応の一元化

母子保健や子育て支援、学校教育などの基礎的サービスを駆使し、地域住民や関係団体と連携を強化し、虐待の発生を防止。

③ 窓口の一元化

総合相談窓口として、児童に関するあらゆる相談の受け皿に。

2 事業開始 令和2年4月

3 設置概要

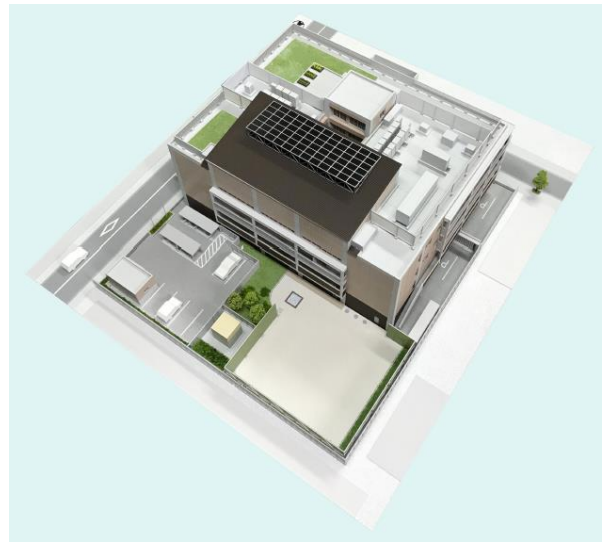
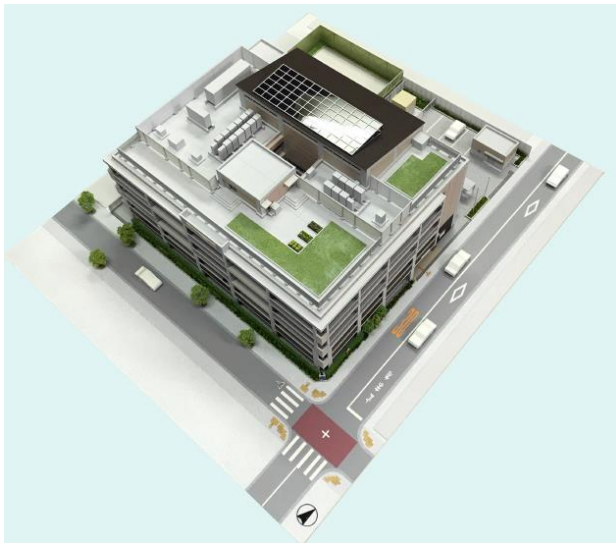
■設置場所 江戸川区中央三丁目4番18号



敷地面積 2,285 m² 延床面積 4,508 m²
地上4階建（一時保護所併設）

■職員配置 150名程度（児童福祉司42名、児童心理司21名）
■管轄区域
人口 700,079人（令和2年1月1日現在）
児童人口 108,543人
世帯数 345,833世帯

児童相談所（外観イメージ）



児童相談所のコンセプト

- 子どもと家庭への支援をコーディネートする児童福祉に関する高い専門性の確保
- 1階に「地域交流スペース」を整備し、誰でも気軽に立ち寄れる地域に開かれた児童相談拠点

一時保護所のコンセプト

- 児童の人権擁護を第一に、児童の安全が守られ、児童が明るく温もりを感じ、心穏やかに過ごせる場